

## 札幌市定山溪自然の村使用承認等事務取扱要領

平成 17 年 10 月 14 日教育長決裁

## (目的)

第 1 条 この要領は、札幌市定山溪自然の村条例（平成 10 年条例第 21 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項及び条例施行規則（平成 10 年教育委員会規則第 7 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、定山溪自然の村（以下「自然の村」という。）の使用承認にかかる事務について、必要な取扱いを定めることを目的とする。

## (利用申込受付)

第 2 条 自然の村の使用申込は、利用日の 2 ヶ月前の同日から先着順で受け付けることとし、当該受付日が土・日曜日、祝日にあたる場合は翌平日から先着順で受け付けることとする。

2 団体利用に係る使用申込受付は次の各号に定めるとおり取り扱うこととする。

(1) 土・日曜日、祝日、学校長期休業期間の団体利用申込は、50 人を上限として 1 団体のみ先着順で受け付けることとする。

(2) 平日の団体利用申込は、100 人を上限として 1 団体のみ先着順で受け付けることとする。

## (受付方法)

第 3 条 前条により申込みを受け付けた者から規則第 3 条第 1 項に定める定山溪自然の村使用承認申請書（規則様式 1。以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

2 前項の申請書の提出があった場合は、札幌市定山溪自然の村使用承認審査基準（平成 10 年生涯学習部長決裁）及び札幌市定山溪自然の村使用承認処分基準（平成 10 年生涯学習部長決裁）に基づき内容を審査したうえ、規則第 3 条第 2 項に定める札幌市定山溪自然の村使用承認書（規則様式 2。以下「承認書」という。）を交付するものとする。

## (使用の取消・変更)

第 4 条 利用者が使用を取消し又は変更するときは、定山溪自然の村使用（取消・変更）申請書（要領別紙様式 1。以下「取消・変更申請書」という。）を提出するものとする。

2 前項の取消・変更申請書の提出があった場合は、前条第 2 項に定めるところに準じ内容を審査したうえ、定山溪自然の村使用（取消・変更）承認書（要領別紙様式 2）を交付するものとする。

## 附 則

この要領は、平成 17 年 10 月 14 日より施行する。

定山溪自然の村使用（取消・変更）申請書

平成 年 月 日

（あて先）札幌市教育委員会

住所又は所在地  
氏名（団体にあつては団体名及び代表者氏名）  
電話

下記のとおり定山溪自然の村の使用（取消・変更）したいので承認願います。

使用施設	変更前	1 コテージ（室） 2 常設テントハウス（テント） 3 フリーテントサイト（サイト）	室 テント サイト
	変更後	1 コテージ（室） 2 常設テントハウス（テント） 3 フリーテントサイト（サイト）	室 テント サイト
使用期間	変更前	宿泊	年 月 日 時から 年 月 日 時まで（泊 日）
		日帰り	年 月 日 時から 時まで
	変更後	宿泊	年 月 日 時から 年 月 日 時まで（泊 日）
		日帰り	年 月 日 時から 時まで
使用料	変更前	※	円
	変更後	※	円

※印の欄は記入しないでください。

定山溪自然の村使用（取消・変更）承認書

平成 年 月 日

様

札幌市教育委員会

印

下記のとおり定山溪自然の村の使用（取消・変更）を承認します。

使用施設	取 消	1 コテージ（室） 2 常設テントハウス（テント） 3 フリーテントサイト（サイト）	室 テント サイト
	変更後	1 コテージ（室） 2 常設テントハウス（テント） 3 フリーテントサイト（サイト）	室 テント サイト
使用期間	取 消	宿 泊	年 月 日 時から 年 月 日 時まで（泊 日）
		日帰り	年 月 日 時から 時まで
	変更後	宿 泊	年 月 日 時から 年 月 日 時まで（泊 日）
		日帰り	年 月 日 時から 時まで
使用料	取消額 （返金額）	※	円
	変更後の額	※	円

※印の欄は記入しないでください。